

平成二十四年三月九日受領
答弁第一一〇号

内閣衆質一八〇第一一〇号

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員吉井英勝君提出三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉井英勝君提出三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問に対する答弁書

(一) について

防衛省（平成十九年（二千七年）一月八日までは防衛庁。以下同じ。）及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（平成十五年（二千三年）九月までは宇宙開発事業団。以下「JAXA」という。）は、平成二十三年（二千十一年）秋に、部外者から、三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）がコストの水増しを行っている旨の情報を入手し、JAXAは、その内容を内閣衛星情報センターに報告した。

内閣衛星情報センター、防衛省及びJAXAは、平成二十四年（二千十二年）一月十七日から、この情報を踏まえ必要な調査を開始したところ、同月二十七日に、三菱電機から、契約をまたいで工数の付け替えを行い、費用を実際よりも多く計上していた旨の報告を受けた。

独立行政法人情報通信研究機構（平成十六年（二千四年）三月までは独立行政法人通信総合研究所。以下「NICT」という。）は、平成二十四年（二千十二年）一月二十七日の三菱電機の発表により、内閣衛星情報センター、防衛省及びJAXAと三菱電機との間の契約で過大請求が行われていたことを知り、同日、三菱電機に対し、NICTと三菱電機との間で行われた契約における過大請求の有無について照会

したところ、同年二月三日、三菱電機から、N I C Tとの契約において不適切な請求を行っていたとの報告を受けた。

防衛省においては、三菱電機による過大請求について自ら調査を実施するとともに、三菱電機に対し、子会社等による過大請求を含めて調査を実施するよう要請していたところ、同月二十四日、三菱プレシジョン株式会社、三菱スペース・ソフトウェア株式会社、三菱電機特機システム株式会社及び太平洋無線株式会社（以下「関係四社」という。）それぞれから、防衛省との間で契約をまたいで工数の付け替えを行い、費用を実際よりも多く計上していた旨の報告を受けた。

内閣衛星情報センター、J A X A及びN I C Tは、関係四社と防衛省との間の契約で過大請求が行われていたことについて、防衛省の発表により知った。

（二）について

これまでに内閣衛星情報センター、J A X A又はN I C Tと関係四社との間で行われた情報収集衛星の開発等の事業に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社 十九億五千七百三十五万七千五百円

三菱スペース・ソフトウェア株式会社 千三百六十五万円

三菱電機特機システム株式会社 百五十二万九千八百五十円

太洋無線株式会社 零円

これまでにJAXAと関係四社との間で行われたJAXAの事業（情報収集衛星の開発等の事業を除く。）に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲で示すと、次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社 三十二億四千四百一万三千九十円

三菱スペース・ソフトウェア株式会社 五十一億五千四百三十三万七千九百九十円

三菱電機特機システム株式会社 三億四千十三万四百九十円

太洋無線株式会社 五百十万三千円

これまでにNICTと関係四社との間で行われたNICTの事業（情報収集衛星の開発等の事業を除く。）に係る契約の契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲で示すと、次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社 二億四千百九十五万八千三百三十五円

三菱スペース・ソフトウェア株式会社 一億千四百七十八万七千五十円

三菱電機特機システム株式会社 六億四千七百二十一万三百円

大洋無線株式会社 零円

また、これらの契約については、関係四社による過大請求が行われたとは承知しておらず、現時点では、お尋ねのような調査を行う予定はない。

(三) について

お尋ねの「不適切な請求」について、現時点で確認できる範囲で判明しているものはない。

(四) について

防衛省においては、指名停止期間中の三菱電機及び関係四社を指名競争入札及び一般競争入札に参加させず、また、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、随意契約の相手方とせず、さらに、契約の相手方が業務の一部を三菱電機及び関係四社に請け負わせることについても、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしている。

内閣衛星情報センター、JAXA及びNICITにおいては、指名停止等の措置の期間中の三菱電機を指

名競争入札及び一般競争入札に参加させず、また、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、随意契約の相手方とせず、さらに、その事業の委託を受けた事業者が三菱電機に再委託を行うことについても、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしている。

これらにより、他の事業者と異なり、指名停止等の措置の期間中の三菱電機や関係四社については、契約の相手方及び再委託先から最大限排除されていることから、指名停止等の措置は実効性があるものと考えている。

(五) 及び (六) について

平成二十三年度（二千十一年度）第四次補正予算に計上した事業については、現在契約内容等を調整中であり、また、平成二十四年度（二千十二年度）予算に計上した事業については、現在、国会において審議していただいているところであり、お尋ねの件数についてお答えすることは困難である。

また、先の答弁書（平成二十四年二月二十四日内閣衆質一八〇第七六号）（十四）について述べた「当該事業の中には三菱電機が実施しているものがあるが、仮にこれらの事業の前倒しを行わない場合には、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等の対応等の危機管理のために必要な情報の収集に支障を来

すおそれがあるため、前倒しを行う必要がある」とは、平成二十三年度（二千十一年度）第四次補正予算で計上した情報収集衛星の開発等の事業を実施する必要性について述べたものであるが、当該事業に関し、三菱電機との間で契約を行うか否かについては、やむを得ない事由があると認められるか否かを、契約ごとに個別具体的に判断する必要がある、現時点でお答えすることは困難である。

(七) について

お尋ねの契約が何を指しているのか必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げると、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第九十九条の二の規定により、競争に付しても入札者がいないときは、随意契約によることができることとされている。

(八) について

防衛省では、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三の規定等に従い、指名競争入札又は随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札による調達を行っている。

平成二十年度（二千八年度）から平成二十二年度（二千十年度）までの三年間に防衛省と三菱電機との間で行われた契約の件数及び契約金額の総計は、現時点で確認できる範囲では、三年間の合計で二千七件、

四千九百六十五億千四百四十八万七千五百九円であり、年度別では次のとおりである。なお、平成二十三年（二十一年度）に行われた契約の件数等については、現在集計中であり、お答えすることは困難である。

平成二十年度（二千八年度） 七百二件 千七百五十一億五千四百四十八万七千五百七十九円

平成二十一年度（二千九年度） 六百八十五件 二千十八億五百四十六万三千三百四十円

平成二十二年度（二千十年度） 六百二十件 千百九十五億五千四百五十三万八千五百九十円

これらのうち、「一般競争入札の後、結果的に随意契約となったもの」の件数及び契約金額の総計は、三年間の合計で三百三十四件、千六百六十七億六千五百九十五万五千八百八十一円であり、年度別では、次のとおりである。

平成二十年度（二千八年度） 百十四件 四百六十四億四千七百四十四万九千五百三十一円

平成二十一年度（二千九年度） 百三件 八百六十一億九千八百万八千五十円

平成二十二年度（二千十年度） 百十七件 三百四十一億二千四十九万七千六百円

また、これらのうち、「一般競争入札を行っても応札者がなく」、三菱電機と「随意契約を締結したも

の」は零件である。

(九) について

防衛省では、自衛隊の装備品の調達を行うに当たり、やむを得ない事由があると認められる場合は、指名停止期間中の三菱電機及び関係四社を随意契約の相手方とすることができるとしているが、その判断に当たっては、代替事業者や代替品の有無について精査した上で、三菱電機又は関係四社との間で契約を行わなければ自衛隊の任務の遂行に重大な支障を生じると認められる場合に限り、契約を行うこととしている。

(十) について

お尋ねの「契約を解除したもの」については、網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点で確認できる範囲で、①契約の件名、②契約の相手方、③契約金額をお示しすると、次のとおりである。

① E-2C用ロートドーム ② 株式会社山田洋行（以下「山田洋行」という。） ③ 八億七千八百八十五万円

① 航空機整備用部品（輸入） F I L T E R 外二品目 ② 山田洋行 ③ 百九十九万六千五十円

①航空機部品（部隊整備及び定期修理用） PUMP、ROTARY一品目 ②山田洋行 ③四千七百八十四万八千五百円

①航空機部品（部隊整備及び定期修理用） PUMP、ROTARY一品目 ②山田洋行 ③五千九百七十二万九千二百五十円

①航空機部品（部隊整備及び定期修理用） PUMP、ROTARY一品目 ②山田洋行 ③三千七十四万四千円

①RIVET外四十一品目 ②山田洋行 ③七百十九万二千五百円

また、お尋ねの「契約の解除を行わなかったもの」については、調査に膨大な作業を要すること等から、お答えすることは困難である。なお、これまでに行われた過大請求については、過払金の返納（防衛省の支払債務との相殺を含む。）は、全て行われている。

（十一）について

内閣衛星情報センター、防衛省、JAXA及びNICTでは、これまでに三菱電機との間で行った全ての契約を対象とし、これらの契約における過大請求に係る事実関係の全容の解明を図っているところであ

るが、現時点で、お尋ねの「防衛省退職者の関与」については確認されていない。

防衛省に在籍し、退職後引き続き関係四社に再就職した者は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十二条第三項の規定に基づく承認に係る関係書類によつて確認できる範囲では、平成十二年（二千年）七月から現在までに、三菱プレシジョン株式会社が百六名、三菱スペース・ソフトウェア株式会社が三名、三菱電機特機システム株式会社が四十名、大洋無線株式会社が五名であり、これらの者について、①氏名、②防衛省退職時の官職、③各社再就職時の役職名及び職務内容を会社別にお示しすると、次のとおりである。

三菱プレシジョン株式会社

- | | | |
|-------|-----------------|---------------------|
| ①平見賢一 | ②第五航空団付 | ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務 |
| ①酒井弘 | ②第八航空団整備補給群装備隊付 | ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務 |
| ①鶴丸弘實 | ②第二十二整備補給隊付 | ③従業員、フライトシミュレータ整備業務 |
| ①西田佑次 | ②第二百十一教育航空隊付 | ③従業員、フライトシミュレータ整備業務 |
| ①久富守男 | ②第三対戦車ヘリコプター隊付 | ③従業員、戦闘シミュレータ常駐整備業務 |

① 笈川賢一 ② 教育航空集団司令部幕僚長 ③ 顧問、航空機搭載機器に関する運用面からの指導及び助言

① 齋藤元博 ② 第二百三整備補給隊 ③ 嘱託、フライトシミュレータ整備業務

① 井上次男 ② 第八十三航空隊付 ③ 嘱託、フライトシミュレータ整備業務

① 森本憲幸 ② 第一航空団付 ③ 嘱託、フライトシミュレータ整備業務

① 定作勉 ② 航空教育集団司令部教育部長 ③ 顧問、航空機用訓練装置の設計及び製造に関する運用面

からの指導及び助言

① 谷口昭次 ② 第一整備補給隊付 ③ 嘱託、フライトシミュレータ整備業務

① 丁野秋利 ② 第二百二整備補給隊付 ③ 従業員、フライトシミュレータ整備業務

① 藤川昭暢 ② 第十三飛行教育団付 ③ 嘱託、フライトシミュレータ整備業務

① 西村雄三 ② 第三十一整備補給隊付 ③ 従業員、フライトシミュレータ整備業務

① 菅原政男 ② 第四航空団付 ③ 嘱託、フライトシミュレータ整備業務

① 井出順 ② 海上自衛隊東京業務隊付 ③ 嘱託、航空機訓練装置等の維持整備に関する指導及び助言

- ①原口三喜夫 ②鹿屋航空基地隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①江原修平 ②航空救難団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①鶴田泰然 ②第二十二整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①岡本昭和 ②第一航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①石原茂康 ②第一対戦車ヘリコプター隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター管理業務
- ①金田一拓 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①飯嶋義夫 ②第七航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①和仁恒二 ②陸上自衛隊航空学校付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①石井光義 ②第一整備補給隊付 ③従業員、フライトシミュレーター整備業務
- ①道頭哲夫 ②大村航空基地隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①福田満治 ②第一整備補給隊付 ③従業員、フライトシミュレーター整備業務
- ①札抜春光 ②第六航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①梅井英世 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務

①新田順三 ②第三十一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①越智卓文 ②第一輸送航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①山村孝 ②第二百十一教育航空隊付 ③従業員、フライトシミュレータ整備業務

①田代幸司 ②第三航空隊付 ③嘱託、施設警備業務

①宮津澄義 ②飛行教育航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①村上侑 ②航空開発実験集団司令部監理監察官 ③顧問、航空機用訓練装置の設計及び製造に関する

運用面からの指導及び助言

①中山佳教 ②西部方面航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①進信幸 ②第八航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①茂岡寛 ②第一整備補給隊付 ③従業員、フライトシミュレータ整備業務

①岩本清隆 ②第三輸送航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①渡部美敏 ②第三航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①本谷孝和 ②第六航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

- ①是松孝昭 ②航空自衛隊第一術科学校付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①坂井純一 ②第三十一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①中谷利男 ②第二航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①石橋正憲 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①板垣和仁 ②北部方面航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①三宅健一 ②第一整備補給隊付 ③従業員、フライトシミュレーター整備業務
- ①戸田清 ②第五航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①海老原輝雄 ②第七航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①磯村徳尚 ②第一輸送航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①伊勢春夫 ②第二十一整備補給隊付 ③従業員、フライトシミュレーター整備業務
- ①松本喜敏 ②第八十三航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①戸井正一 ②第一整備補給隊付 ③従業員、フライトシミュレーター整備業務
- ①豊田福市 ②第二航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務

- ①猪又茂記 ②第五航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①村上耕一 ②第三航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①平川喜久 ②第一航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①岡本定美 ②第八航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①浅野雄三 ②第四整備補給隊付 ③嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
- ①仁田脇康朝 ②第五航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①江口栄次 ②第三対戦車ヘリコプター隊付 ③嘱託、操縦訓練機器維持整備業務
- ①萩原五郎 ②第二十二整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①濱口利明 ②第一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①大坪好明 ②第一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①田中雅栄 ②第三十一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①吉田長夫 ②第二百二整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①亀山伸彦 ②飛行開発実験団 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務

- ①藤田春香 ②第一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①釘尾剛年 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①岩尾武志 ②第三十一整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①森弘 ②航空救難団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①佐野伸夫 ②第一航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①益子博安 ②第七航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①森幸美 ②第二百二十二航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①石川淳樹 ②第二十二整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①八子富榮 ②航空自衛隊第一術科学校付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①木内新一 ②第七航空団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①梅谷義章 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①高橋寿一 ②第八十三航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務
- ①中邦雄 ②航空救難団付 ③嘱託、フライトシミュレーター整備業務

- ①天山好友 ②第二十二航空群司令部付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①澤田勝美 ②第一航空群司令部付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①中原信道 ②第八航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①重村久吉 ②第二百一教育航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①苗村明利 ②陸上自衛隊航空学校付 ③従業員、フライトシミュレータ保守業務
- ①中田和好 ②第二十二整備補給隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①窪田匡男 ②第一航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①能美孝雄 ②第六航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務
- ①鈴木義夫 ②第百十七教育大隊付 ③嘱託、警備業務
- ①古本和彦 ②東部方面航空隊長（兼）立川駐屯地司令 ③顧問、航空科装備品の改善に関する指導及び

び助言

- ①石川喜代次 ②下総教育航空群司令 ③嘱託、戦術訓練装置等の改善及び維持整備に関する指導及び

助言

①小宮博之 ②厚木航空基地隊付 ③嘱託、訓練装置等の製品企画に関する指導及び助言

①小原浩一 ②第五航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①佐光昌平 ②航空教育集団司令部付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①安藤宏二 ②第三輸送航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①秋庭三夫 ②第二航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①長谷部賢次 ②第十三飛行教育団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①金子康輔 ②航空開発実験集団司令部付 ③嘱託、フライトシミュレータ等の技術動向の調査研究並

びに運用要領、器材の改善等に関する技術的指導及び助言

①上原玲 ②鹿屋航空基地隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①中田祐三 ②第八十三航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①白坂治 ②第一航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①長沢成人 ②第五航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①阿部雅則 ②航空救難団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①前田国彦 ②第八航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①山元寿芳 ②第二百一十一教育航空隊付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

①佐川司 ②第一航空団付 ③嘱託、フライトシミュレータ整備業務

三菱スペース・ソフトウェア株式会社

①吉村研二 ②情報業務群司令 ③嘱託、艦艇装備システムの開発に関する指導及び助言

①谷村文雄 ②横須賀教育隊司令 ③嘱託、航空機搭載電子機器の情報処理に関する指導及び助言

①末次富美雄 ②情報業務群司令 ③嘱託、戦闘指揮システム、作戦情報支援システム等のソフトウェア

開発及び改修に関する指導及び助言

三菱電機特機システム株式会社

①谷口朗 ②第五十一航空隊付 ③従業員、装備品の検査及び修理業務

①浜田掌 ②第三航空団整備補給群装備隊付 ③嘱託、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務

①藏田宜数 ②岩国航空基地隊付 ③従業員、電子機器整備業務

①和知勲 ②陸上自衛隊関東補給処付 ③従業員、営業

①古賀英明 ②第八十一航空隊付 ③従業員、電子機器整備業務

①成井正人 ②航空自衛隊第三補給処付 ③嘱託、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務

①佐藤正次 ②第二航空団整備補給群装備隊付 ③嘱託、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務

①谷木英浩 ②陸上自衛隊北海道補給処付 ③従業員、営業

①大屋敷博 ②陸上自衛隊高射学校付 ③従業員、レーダー及び通信機器の修理業務

①田子成隆 ②第四整備補給隊付 ③従業員、電子機器の試験及び調整業務

①倉住信也 ②航空自衛隊第三補給処付 ③従業員、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務

①近藤人志 ②航空自衛隊幹部候補生学校付 ③嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言

①花岡芳孝 ②航空自衛隊幹部学校教育部長 ③従業員、通信電子機器等の製造及び修理に関する指導

及び助言

①神明賢二 ②第三十一整備補給隊付 ③従業員、電子機器保守整備業務

①山本幸博 ②第八航空団付 ③嘱託、定期点検及び現地整備支援業務

①秋山恭二 ②第八十一航空隊付 ③従業員、電子機器保守整備業務

- ① 田端文男 ② 阪神基地隊付 ③ 嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
- ① 川津諭 ② 航空中央業務隊付 ③ 嘱託、防衛庁関連事業の企画及び支援業務
- ① 渋谷準一 ② 陸上自衛隊北海道補給処付 ③ 従業員、システム管理業務
- ① 森一由 ② 陸上自衛隊北海道補給処付 ③ 従業員、システム管理業務
- ① 藤原幸久 ② 第九十一航空隊付 ③ 嘱託、電子機器の保守整備業務
- ① 本橋民夫 ② 航空自衛隊第三補給処付 ③ 嘱託、航空自衛隊関連事業の企画及び支援業務
- ① 村中良 ② 呉潜水艦基地隊付 ③ 嘱託、電子機器の検査及び修理業務
- ① 石井洋 ② 第二航空団付 ③ 嘱託、航空自衛隊関連事業の企画に関する指導及び助言
- ① 古橋一男 ② 岩国航空基地隊付 ③ 嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
- ① 竹田哲治 ② 第五航空団付 ③ 嘱託、航空自衛隊関連事業に関する指導及び助言
- ① 佐藤修二 ② 航空自衛隊幹部学校付 ③ 嘱託、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
- ① 菅原静男 ② 北部航空方面隊司令部付 ③ 嘱託、航空自衛隊関連事業の企画に関する指導及び助言
- ① 楠元茂樹 ② 第五航空団付 ③ 嘱託、ミサイル定期点検関連業務

① 林秀樹 ② 通信団本部付 ③ 従業員、防衛省関連事業に関する指導及び助言

① 松元和彦 ② 海上自衛隊東京業務隊付 ③ 嘱託、防衛省関連事業に関する指導及び助言

① 馬場均 ② 横須賀弾薬整備補給所付 ③ 嘱託、弾薬整備に関する工程管理業務

① 寺山宜邦 ② 航空自衛隊幹部候補生学校付 ③ 嘱託、保全に関する業務

① 山田幸博 ② 第八十一航空隊付 ③ 嘱託、通信及び電子機器整備業務

① 新山英孝 ② 航空教育隊副司令 ③ 嘱託、航空機搭載電子機器の改善に関する指導及び助言

① 丸山高志 ② 第八航空団付 ③ 嘱託、防衛装備品の試験及び調整業務

① 市毛秀希 ② 第二航空団付 ③ 嘱託、防衛装備品の試験及び調整業務

① 堀井和城 ② 陸上自衛隊武器学校付 ③ 嘱託、防衛省関連事業の企画及び支援業務

① 高木義孝 ② 中部航空警戒管制団 ③ 嘱託、防衛省関連事業の企画及び支援業務

① 木野英之 ② 第九十一航空隊付 ③ 嘱託、航空機搭載器材整備業務

大洋無線株式会社

① 西田俊治 ② 海上自衛隊東京業務隊付 ③ 従業員、技術管理関係業務

- ① 渡邊顯徳
- ② 通信団本部付
- ③ 従業員、防衛庁関連事業に関する指導及び助言
- ① 田中榮一
- ② 海上自衛隊東京業務隊付
- ③ 従業員、通信機器の製造修理に関する指導及び助言
- ① 鈴木茂
- ② 陸上自衛隊補給統制本部付
- ③ 従業員、検査業務
- ① 佐藤秀守
- ② 陸上自衛隊通信学校付
- ③ 従業員、販売業務

なお、これらの者について、関係四社から同様の報告を受けている。

(十二) について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣衛星情報センターでは、三菱電機から、今般の三菱電機による過大請求は三菱電機内における工数の付け替えによるものである旨の報告を受けており、現時点で、防衛省の退職者や防衛省からの出向者である内閣衛星情報センター職員の「関与」について調査の対象としていない。

(十三) について

内閣衛星情報センターでは、これまでに三菱電機との間で行った全ての契約を対象とし、これらの契約における過大請求に係る事実関係の全容の解明を図っているところであるが、現時点で、お尋ねの「関与」

については確認されていない。

(十四) について

現時点で確認できる範囲では、三菱電機は、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発事業において、弾頭に係る試験で計測を行っていた。

(十五) について

平成二十四年度（二千二十二年） 予算に計上している次期戦闘機F-35Aの価格の積算根拠は、米政府から提案された同機に係る価格情報である。

また、次期戦闘機F-35Aの一機当たりの価格が「約百二十二億円に増えた」との事実はない。なお、御指摘の「約百二十二億円」は、二十三年度米国防算教書におけるF-35Aの米軍の調達価格である約一億五千三百万ドルを指しているものと思われるが、その積算根拠は同予算教書においても明らかでなく、これと我が国の調達価格とを単純に比較することはできないものと考えている。

防衛省では、今般の次期戦闘機の機種選定に当たっては、提案者に価格と納期を含む提案内容の厳守を求めてきたところであり、御指摘の防衛省経理装備局長が米政府に送った書簡においてもその旨記載し

たところであるが、同書簡の内容のこれ以上の詳細については、現在、日米間で行っている協議の内容に関わるものであり、これを開示した場合、相手国との信頼関係を損ねるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

(十六) について

平成二十四年度(二千二十二年) 予算に計上している次期戦闘機F-35A四機については、完成機を輸入するものであり、我が国国内企業が製造に参画しないものであるが、今後の次期戦闘機F-35Aの製造に係る我が国国内企業の参画の在り方については、米政府等と協議中であり、我が国国内企業が受け持つことになる部分については決まっていない。